

平成24年(ラ)第12号 仮処分申立て却下決定に対する即時抗告事件（原審・福島地方裁判所郡山支部平成23年(ヨ)第29号）

決 定

当事者及び代理人 別紙当事者目録記載のとおり

主 文

- 1 抗告人らの当審における申立てをいずれも却下する。
- 2 当審における手続費用は抗告人らの負担とする。

理 由

第1 申立ての趣旨

- 1 相手方は、抗告人らに対し、測定高さ1メートルにおいて、空間線量測定値の平均値が0.193マイクロシーベルト／時以上の地点の学校施設において、抗告人らに対する教育活動を実施してはならない。
- 2 相手方は、抗告人らに対し、測定高さ1メートルにおいて、空間線量測定値の平均値が0.193マイクロシーベルト／時以上の地点以外の学校施設において、抗告人らに対する教育活動を実施しなければならない。

第2 事案の概要

- 1 本件は、福島県郡山市に居住して相手方の設置する別紙学校目録の原審学校欄ないし当審学校欄記載の小中学校に就学するという抗告人らが、同目録の原審学校欄及び当審学校欄記載の小中学校を設置してその教育に関する事務を管理・執行する郡山市教育委員会を置いている相手方に対し、人格権に係る妨害排除請求権及び就学関係に係る安全配慮義務履行請求権を被保全権利として、平成23年3月11日の東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）による東京電力福島第一原子力発電所（以下「福島第一原発」という。）における大量の放射性物質流出事故の結果、抗告人らが通う各小中学校での空間放射線量が年間の最大許容限度である1ミリシーベルト（福島県における自然放射線による空間線量0.037マイクロシーベルト／時を除く追加線量である0.156マイ

クロシーベルト／時) 以上となっており、抗告人らの生命・身体・健康に重大な影響を与える危険な状況になっていると主張して、空間線量測定値の平均値が0.193マイクロシーベルト／時以上の地点の学校施設における教育活動の差止め及び上記地点以外の学校施設における教育活動の実施を求める仮処分の事案であり(なお、抗告人らは、原審において、測定高さが50センチメートル又は1メートルのいずれかにおいて空間線量測定値の平均値が0.2マイクロシーベルト／時以上の地点の学校施設における教育活動の差止め及び上記地点以外の学校施設における教育活動の実施を求めていたが、当審において、申立ての趣旨を前記第1のとおりに変更した。)，原審が被保全権利の疎明がないとして仮処分申立てをいずれも却下し、抗告人らが抗告したものであるが、以下略……